

[商品概要説明書]

令和2年1月20日 現在

1. 商品名	教育ローン								
2. お申込み年齢	・申込時年齢が満20歳以上で、最終返済時満76歳未満の方								
3. ご利用いただける方	・安定、継続した収入の見込める方 ・借換資金の場合、その対象ローンに直近6ヶ月間遅延のない方 ・過去に不渡り、延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証が受けられる方								
4. 資金用途	下記対象学校に受験・入学・在学する方の親・本人・配偶者が必要とする以下の資金 ①入学・在学に必要な教育資金(受験費用、入学金、授業料、家賃、その他生活費等) ②支払済み教育資金(申込受付前3ヶ月以内に現金で支払いしたもの) ③教育ローンの借換資金(借換に必要な諸費用等含む) ④海外留学費用 ⑤その他、当組合が認めた教育資金 ⑥①～⑤の合算資金 ※上記資金用途には借入に伴う諸費用を含みます。 対象校: 幼稚園・小学校・中学校・高校・高専・専門学校・予備校・短大・大学・大学院 (上記の国内に所在する各学校が対象。但し、留学費用の場合は海外所在の各学校も対象とします。)								
5. 実行方法	お客様の口座へ振込いたします								
6. お借入金額	・10万円以上1,000万円以内(1万円単位) ※借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします								
7. お借入期間	・6ヶ月以上16年10ヶ月以内(1ヶ月単位・元金据置期間含む) 元金据置期間は以下の通り ①入学前7ヶ月間 ②卒業予定年月までの在学期間中 ③卒業後の3ヶ月間 ※進学・留学・留年他により卒業年月が延びる場合、元金据置期間の延長は可能 (株)ジャックスの審査により、最長6年10ヶ月以内とします ※借換資金のみの場合は、残存償還期限を上限とします								
8. お借入金利	・変動金利方式のみ ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。								
変動金利方式	・新規お借入時の金利は年2回、4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として各々6月1日・12月1日からの適用金利を決定します。 ・お借入後の金利は、年2回、毎年4月1日・10月1日の新長期プライムレートを基準として行ないます。 見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日より適用いたします。 その場合、新長期プライムレートの変動幅と同じだけ引き上げ、引き下げを致します。								
9. ご返済方法	①毎月元利均等返済 ②毎月元利均等返済とボーナス返済の併用(ボーナス返済元金は融資金額の50%以内とします) ③元金据置返済(据置期間中は毎月利息のみの返済)								
10. 保証人・保証料等	・保証会社の保証をおつけいただきますので、原則として別途保証人をたてていただく必要はありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合には、この限りではありません。 ・保証料は金利に含まれます。 ・新規証書貸付事務取扱手数料として1,100円が必要となります。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。								
11. 担保	不要								
12. 申込時必要書類	<div style="background-color: yellow; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">用意いただく書類</div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">① 本人確認書類</td> <td>当組合が定める本人確認資料の写し</td> </tr> <tr> <td>② 所得証明資料</td> <td>※融資金額300万円未満は省略可</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">給与所得者</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">源泉徴収票または住民税決定通知書の写し</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人事業主</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">確定申告書(受付印要)または納税証明書(その1、その2)写し</td> </tr> </table> <p>③ 資金用途確認資料 入学に必要な資金の場合・・・合格証明書、納付書等進学することが確認できる書類 在学に必要な資金の場合・・・学生証、在学証明書等在学していることが確認できる書類 支払済み資金の場合・・・3ヶ月以内に発行された領収書 借換資金の場合・・・残存期間および全額繰上返済金額が確認できる書類(一括償還金額計算書等) ※直近6ヶ月以内に返済遅延が無いことを確認できる書類</p> <div style="background-color: yellow; padding: 2px; margin-top: 5px;">記入いただく書類</div>	① 本人確認書類	当組合が定める本人確認資料の写し	② 所得証明資料	※融資金額300万円未満は省略可	給与所得者	源泉徴収票または住民税決定通知書の写し	個人事業主	確定申告書(受付印要)または納税証明書(その1、その2)写し
① 本人確認書類	当組合が定める本人確認資料の写し								
② 所得証明資料	※融資金額300万円未満は省略可								
給与所得者	源泉徴収票または住民税決定通知書の写し								
個人事業主	確定申告書(受付印要)または納税証明書(その1、その2)写し								

- ① ローン借入申込書(ジャックス) ②お客さまの個人情報の取扱いについて(当組合用)
③ 変動金利制適用に関する特約書

13. 繰上返済など

・繰上返済を行なう場合や返済条件を変更する場合、以下のとおりの手数料が必要となります。

【繰上返済手数料】	全額繰上償還	5,500円
	一部繰上げ返済 都度	5,500円

【その他条件変更手数料】 5,500円

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14. 苦情処理措置
紛争解決措置

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。

【窓口：富山県信用組合経営管理部】

電話0763-33-3351

受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.toyama-kenshin.co.jp>

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合経営管理部または下記窓口までお申し出下さい。

【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

電話 03-3567-2456

受付日 月曜日～金曜日(土日・祝日および協会の休日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合金館内)